

## はしがき

AIやIoTに関する技術革新と社会実装が急速に進展し、社会におけるさまざまなデータの利活用が広く行われる昨今、企業法務においては、データの利活用やAIに係わる企業間の契約の望ましいあり方や、法的な紛争予防、解決方法を検討しておくことの重要性が増してきている。

本書は、データの利活用とAI技術に関する取引において特に生じやすい法的なトラブルについて、法分野ごとに、関連する従前の裁判例や最新のガイドライン等を手がかりとし、予防法務の見地から一定の指標を提示することを主たる目的として作成したものである。

本書は、5部構成からなる。

第1章『序章』では、データの利活用とAI技術の現状を踏まえたうえで、それらと特に関係の深い法分野（民法（契約法）、知的財産権法、不正競争防止法、個人情報保護法、独占禁止法、製造物責任法）について、それぞれの特徴と主な紛争の類型を概説した。

第2章『紛争類型と類型別の紛争予防策(1)情報利活用編』では、ビッグデータなどの情報を利活用する際に、①どのような紛争が生じうるのか、②主な法的争点は何か、③参考となりえる従前の裁判例やガイドライン等を踏まえたうえで、④紛争予防策としてどのようなものがあるのかについて、法分野（契約、知的財産権、企業秘密、個人情報、独占禁止法）ごとに、整理を試みた。

第3章『紛争類型と類型別の紛争予防策(2)AI編』では、AIの開発や利用について、第2章と同様の整理を行った。法分野としては、第2章で整理したものに加えて、製造物責任法についても論じた。

第4章『紛争解決機関と手続』では、「I 訴訟等」「II 仲裁、調停等」として、民事訴訟と仲裁、調停手続について、それぞれの手続の概要とメリット・デメリットを整理し、「III 独占禁止法に係る紛争解決手続」として、独占禁止法に特有の手続（申告、確約手続、意見聴取手続、処分取消訴訟）

はしがき

を解説した。

最後に、第5章『まとめにかえて——情報の利活用・AI開発と紛争予防——』では、第2章、第3章で述べた法分野ごとに、紛争予防の観点から特に留意すべき点をまとめて記載した。

なお、本書を執筆するに先立ち、クライアント企業のご担当者有志数十名の方々にお声がけし、「データの利活用に関わる契約と紛争実務研究会」を複数回にわたり実施した。本書は、この研究会の成果をふんだんに盛り込んで執筆したものであり、その意味でクライアント企業のご担当者の皆様との合作ともいえるものである。この場をお借りして、心から謝意を表したい。

また、本書の企画をとりあげてくださり、煩雑な編集作業を担当してくださった民事法研究会の皆様にも、厚く御礼申し上げます。

2021年12月

執筆者一同

弁護士 服部 誠

弁護士 大月 雅博

弁護士 中村 閑

弁護士 大西ひとみ

---

## II 情報利活用、AI 技術と各法律のかかわり

---

次に、本書のテーマであるデータの利活用と AI 技術の開発、利用に際し、それらと深くかかわりあいのある法律である民法（契約法）、知的財産権法、不競法、個人情報保護法、独占禁止法、製造物責任法との関係において、どのような紛争が生じるのかについて指摘する。なお、それぞれの紛争について、各法律がどのように適用され、また、どのような保護（解決）を図ることができるのかについては、第2章および第3章で解説する。

### 1 民法（契約法）

#### (1) 情報利活用に関する主な紛争類型

情報利活用に関する契約当事者間において紛争に発展しうる問題のうち、契約解釈に関するものであって、データに関する契約に特有の紛争としては、以下のものがあげられる。

- ① 契約の対象となるデータや、それから派生したデータ、それらに関する知的財産権は、誰に帰属するか。
- ② 契約の対象となるデータを誰がどのように利用することができるか。
- ③ データの質に問題があった場合、誰がどのような責任を負うか。
- ④ データを利用したことにより損害が生じた場合、誰がどのような責任を負うか。
- ⑤ データの利用に対する支払義務は、どのような条件で生じるか。
- ⑥ 契約終了後は、契約の対象となるデータや派生データをどのように取り扱わなければならないか。

なお、データ共用型の契約の場合には、プラットフォーム事業者との契約に関する特有の問題が生じるが、本書では、プラットフォーム事業者との契

約については、主として独占禁止法の観点から解説することとし、民法（契約法）の観点では、主としてデータ提供型やデータ創出型の契約類型を想定して解説する。

## (2) AI 技術に関する主な紛争類型

AI 技術にかかわる契約としては、AI 技術を利用したソフトウェアの開発に係る契約（以下、「AI 開発契約」という）と、開発された AI 技術の利用に係る契約とがあるが、後者は、AI 技術の内容に応じて千差万別であると思われるため、本書では、AI 開発契約に焦点をあてる。AI 開発契約に関して、紛争に発展しうる主たる問題としては、以下のものがあげられる。

- ① AI 開発契約が締結されたか評価されるか。締結されていない場合、当事者に契約締結上の過失があるか。
- ② 締結された AI 開発契約の法的性質は、請負か、それとも準委任か。
- ③ 請負型の場合、生成物に契約不適合があるか。
- ④ 準委任型の場合、ベンダに善管注意義務違反があるか。
- ⑤ AI 開発がうまくいかなかった場合、その原因は、ベンダとユーザのいずれの責任か。
- ⑥ AI 開発契約上の債務の不履行を理由とする解除や損害賠償請求が可能か。損害賠償請求額はいくらか。

なお、AI 開発契約においては、上記以外にも、データに関する契約と同様に、生データや、AI 開発の過程での生成物（学習用データセット、学習プログラム、学習済みモデル）のほか、学習済みモデルにデータを入力することにより生じる AI 生成物や、学習済みモデルの派生モデルに関する権利の帰属、利用権限、第三者提供等に関する紛争が生じうる。

## 2 知的財産権法（著作権法、特許法等）

### (1) 情報利活用に関する主な紛争類型

まず、情報利活用に関する契約当事者間において紛争に発展しうる問題として、知的財産権法に関係するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① （主に著作権法との関係において）どのようなデータ（生データ、入力データ、学習用データセット）が知的財産権法による保護の対象となるか。
- ② 知的財産権法上の救済を求めることができる者は誰か（誰に知的財産権等が帰属するのか）。
- ③ 知的財産権を契約当事者間において共有した場合、どのような法律関係が成り立つのか。
- ④ 知的財産権法で保護されないデータは、民法による保護を受けることができるか。

また、情報利活用について第三者との間において紛争に発展しうる問題として、知的財産権法に関係するものとしては、（上記以外に）以下のものがあげられる。

- ① 第三者に対して、知的財産権侵害を主張するためには、どのような事項を主張立証する必要があるか。
- ② 第三者からは、どのような反論（抗弁）がなされうるか。
- ③ 知的財産権法（および不競法）で保護されないデータは、民法による保護を受けることができるか。

## **(2) AI 技術に関する主な紛争類型**

次に、AI 技術に関する契約当事者間における紛争に発展しうる問題として、知的財産権法に関係するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① （主に特許法、著作権法との関係において）どのような技術ないし情報（プログラム、学習済みパラメータ、AI 生成物（ソフトウェア等））が知的財産権法による保護の対象となるか。
- ② 知的財産権法上の救済を求めることができる者は誰か（誰に知的財産権等が帰属するのか）。
- ③ 知的財産権を契約当事者間において共有した場合、どのような法律関係が成り立つのか。

また、AI 技術に関する第三者との間において紛争に発展しうる問題であって、知的財産権法に関係するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① 第三者に対して、知的財産権侵害を主張するためには、どのような事項を主張立証する必要があるか。
- ② 第三者からは、どのような反論（抗弁）がなされうるか。
- ③ 知的財産権法（および不競法）で保護されない技術（ソフトウェア等）は、民法による保護を受けることができるか。

### 3 不競法

#### (1) 情報利活用に関する主な紛争類型

まず、情報利活用に関する契約当事者間において紛争に発展しうる問題として、不競法に関係するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① どのようなデータが「営業秘密」ないし「限定提供データ」として不競法による保護の対象となるか。
- ② 不競法上の救済を求めることができる者は誰か。
- ③ データに関する権利の帰属を契約当事者間において共有した場合、どのような法律関係が成り立つのか。

また、情報利活用について第三者との間において紛争に発展しうる問題として、不競法に関係するものとしては、(上記以外に) 以下のものがあげられる。

- ① 第三者に対して、不競法違反を主張するためには、どのような事項を主張立証する必要があるか。
- ② 第三者からは、どのような反論（抗弁）がなされうるか。
- ③ 技術的制御手段を破壊する行為に対してどのような法的措置が可能なのか。

#### (2) AI 技術に関する主な紛争類型

次に、AI 技術に関する契約当事者間における紛争に発展しうる問題として、不競法に関係するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① どのような技術ないし情報（プログラム、学習済みパラメータ、AI 生成物（ソフトウェア等））が不競法による保護の対象となるか。

- ② 不競法上の救済を求めることができる者は誰か。
- ③ 技術ないし情報に係る権利を契約当事者間において共有した場合、どのような法律関係が成り立つのか。

また、AI技術について第三者との間において紛争に発展しうる問題として、不競法に関係するものとしては、(上記以外に)以下のものがあげられる。

- ① 第三者に対して、不競法違反を主張するためには、どのような事項を主張立証する必要があるか。
- ② 第三者からは、どのような反論(抗弁)がなされうるか。
- ③ 技術的制御手段を破壊する行為に対してどのような法的措置が可能なのか。

## 4 個人情報保護法

### (1) 情報利活用に関する主な紛争類型

情報利活用に関する紛争に発展しうる問題であって、個人情報に関するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① 利活用されている個人情報について漏洩や不正利用・不正提供等があったとする、個人(本人)からの損害賠償請求が認められるか。
- ② 利活用されている個人情報の漏洩事案等において、個人情報の取扱いを委託した委託元から委託先に対する損害賠償請求が認められるか。
- ③ 違法にカメラ撮影等が行われたとする、個人からの損害賠償請求が認められるか。

### (2) AI技術に関する主な紛争類型

次に、AI技術に関する紛争に発展しうる問題であって、個人情報に関するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① AI開発に用いられている個人情報について漏洩や不正利用・不正提供等があったとする、個人(本人)からの損害賠償請求が認められるか。
- ② AI開発に用いられている個人情報の漏洩事案等において、ユーザか

らベンダに対する損害賠償請求が認められるか。

- ③ ベンダの開発した AI システムがセキュリティ上脆弱であったため、ユーザが AI システムを使う中で個人情報の漏洩事故が生じたとする、ユーザからベンダに対する損害賠償請求が認められるか。

## 5 独占禁止法

### (1) 情報利活用に関する主な紛争類型

情報利活用に関する紛争に発展しうる問題であって、独占禁止法に関するものとしては、以下のものがあげられる。

- ① 取引の相手方を自己との関係で規律する場合に、取引の相手方が独占禁止法違反等を主張できるか。
- ② 取引の相手方を当該相手方と第三者との関係で規律する場合に、取引の相手方が独占禁止法等を主張できるか。
- ③ 取引がない相手方等との関係で一定の行為を行う場合に、取引がない相手方等が独占禁止法等を主張できるか。

### (2) AI 技術に関する主な紛争類型

次に、AI 技術に関する紛争に発展しうる問題であって、独占禁止法に関する特有のものとしては、以下のものがあげられる。

いわゆるデジタル・カルテルについて、伝統的なカルテルの考え方からして、独占禁止法上違法と評価できるか。

## 6 製造物責任法

AI 技術に関する紛争に発展しうる問題であって、製造物責任に関するものとしては、以下のものがあげられる。

AI によって事故等が発生した場合に、被害を受けた個人から AI のソフトウェアが組み込まれた有体物の製造業者等に対する損害賠償請求が認められるか。

## 執筆者略歴

服部 誠（はっとり・まこと）

弁護士・弁理士（阿部・井窪・片山法律事務所パートナー）

（略歴）

1994年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

1996年 司法研修所入所（50期）

1998年 弁護士登録（第一東京弁護士会）、阿部・井窪・片山法律事務所入所

2001年 期限付任用法に基づき経済産業省知的財産政策室にて勤務（課長補佐）

2002年～ 海外研修（ペンシルバニア大学ロースクール卒業（法学修士号）、マックス・プランク知的財産研究所客員研究員等）（～2004年）

2003年 米国ニューヨーク州司法試験合格

2009年～ 日本弁護士連合会知的財産センター委員

2012年～ 一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師

2016年～ 神戸大学大学院法学研究科客員教授

2021年～ 日本弁護士連合会知的財産センター委員長

（主な著書）

『第4次産業革命と法律実務』（共著。民事法研究会、2019年）／『Max Plank Series on Asian Intellectual Property Law Japanese Patent Law Cases and Comments』（分担執筆。Wolters Kluwer社、2019年）／『医療従事者のギモンに答える！トラブルに巻き込まれない 著作権のキホン』（株式会社南山堂、2018年）／『知的財産権訴訟要論（不正競争・商標編）〔第4版〕』（共著。一般社団法人発明推進協会、2018年）／『新・注解 特許法〔第2版〕上巻・下巻』（分担執筆。青林書院、2017年）

## 執筆者略歴

第1章Ⅱ2・3、第2章2・3、第3章2・3、第5章Ⅱ・Ⅲ 担当

### 大月 雅博（おおつき・まさひろ）

弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所パートナー）

（略歴）

1997年 東京大学法学部卒業、司法研修所入所（51期）

1999年 弁護士登録（第一東京弁護士会）、阿部・井窪・片山法律事務所入所

2005年～ 海外留学、研修（デューク大学ロースクール卒業、オブロン・スピバック・マクレランド・マイアー・アンド・ニューシュタット法律事務所客員弁護士等）

2007年 米国ニューヨーク州弁護士登録

（主な役職）

（元）一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師、東京大学法科大学院非常勤講師、環太平洋法曹協会倒産法部会 Vice Chairman、工業所有権審議会試験委員、特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師等

（現）神戸大学大学院法学研究科非常勤講師、特定侵害訴訟代理業務能力担保試験委員、日本ライセンス協会理事、日本コーポレートガバナンス・ネットワーク取締役会懇話会法務アドバイザー等

（主な著書）

『法務リスク・コンプライアンスリスク管理実務マニュアル〔第2版〕』（共著。民事法研究会、2021年）／『新・注解 特許法〔第2版〕上巻・下巻』（分担執筆。青林書院、2017年）／『商標実務入門〔第2版〕』（共著。民事法研究会、2016年）／『International Patent Litigation』（分担執筆。Globe Law and Business, 2009）

第2章5、第3章5、第4章Ⅲ 担当

## 中村 閑 (なかむら・のどか)

弁護士 (阿部・井窪・片山法律事務所パートナー)

(略歴)

2003年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業、司法研修所入所 (57期)

2004年 弁護士登録 (第一東京弁護士会)、阿部・井窪・片山法律事務所入所

2011年～ 国内大手情報通信技術関連企業出向 (～2012年)

2013年～ 弁理士会・特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師 (～2016年)

2016年～ 工業所有権審議会試験委員 (弁理士試験委員・意匠法担当) (～2019年)

2020年～ 弁理士会・特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師

(主な著書)

『意匠・デザインの法律相談II』(分担執筆。青林書院、2021年) / 『知財トラブルの出口戦略と予防法務』(分担執筆。ぎょうせい、2020年) / 『契約書作成の実務と書式(第2版)』(分担執筆。有斐閣、2019年) / 『知的財産権訴訟要論(不正競争・商標編)[第4版]』(分担執筆。一般社団法人発明推進協会、2018年) / 『新・注解特許法[第2版]上巻・下巻』(分担執筆。青林書院、2017年) / 『商標法コンメンタール』(共同分担執筆。レクシスネクシス、2015年)

第2章1、第3章1、第5章I担当

## 大西ひとみ (おおにし・ひとみ)

弁護士 (阿部・井窪・片山法律事務所)

(略歴)

2013年 東京大学法学部卒業、司法研修所入所 (67期)

2014年 弁護士登録 (第一東京弁護士会登録)、阿部・井窪・片山法律事

## 執筆者略歴

### 務所入所

2020年～ 大手広告代理店出向（～2021年）

（主な著書）

『知財トラブルの出口戦略と予防法務』（共著。ぎょうせい、2020年）／『第4次産業革命と法律実務』（共著。民事法研究会、2019年）／『知的財産権訴訟要論（不正競争・商標編）〔第4版〕』（分担執筆。一般社団法人発明推進協会、2018年）／『会社法書式集』（分担執筆。商事法務、2017年）

第1章Ⅱ4・6、第2章4、第3章4・6、第4章Ⅰ・Ⅱ、第5章Ⅳ・Ⅵ 担当

[著者事務所所在地]

阿部・井窪・片山法律事務所

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目8番7号 福岡ビル

TEL：03-3273-2600（法律部門代表）

TEL：03-3273-2611（知的財産部門代表）

URL：http://www.aiklaw.co.jp

## 情報・AIの利活用と紛争予防の法律実務

——関連裁判例の分析からみる紛争防止策——

2022年1月20日 第1刷発行

定価 本体5,000円＋税

著者 阿部・井窪・片山法律事務所  
弁護士 服部 誠 弁護士 大月雅博  
弁護士 中村 閑 弁護士 大西ひとみ

発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会  
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16  
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258  
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278  
http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。  
カバーデザイン 関野美香

ISBN978-4-86556-487-7 C2032 ¥5000E